

# 高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画

令和3年 月

下 川 町

## 目次

第1章 計画の基本的事項.....	1
1. 法令等の根拠 .....	1
2. 計画の期間 .....	1
3. 計画の基本理念と目標.....	1
第2章 計画の推進施策.....	2
1. 自立支援・重度化防止等の推進 .....	3
(1) 居宅介護支援及び介護予防支援.....	3
(2) 介護予防・日常生活支援総合事業及び介護予防生活支援事業.....	4
2. 地域特性に応じた地域包括ケアシステムの推進 .....	9
(1) 地域包括支援センターの運営 .....	9
(2) 在宅医療・介護連携の推進 .....	9
(3) 認知症初期集中支援 .....	9
3. 高齢者の生活基盤の充実と活躍支援 .....	10
(1) 生活支援体制整備 .....	10
(2) 認知症地域支援 .....	11
(3) 高齢者の権利擁護 .....	11
(4) 高齢者福祉事業の推進 .....	11
4. 介護保険制度の安定的な運営 .....	14
(1) 給付と費用の適正化の推進 .....	14
(2) 介護人材の確保 .....	24

## 第1章 計画の基本的事項

### 1. 法令等の根拠

本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」として、一体的に策定するものです。

【高齢者福祉計画】とは、下川町における高齢者に関する施策全般にわたる計画で、基本的な施策目標を設定するとともに、その実現に向かって取り組むべき施策全般が盛り込まれています。なお、計画の内容は介護保険事業計画を包括するものです。

【介護保険事業計画】とは、下川町の要支援者・要介護者の人数及び介護保険の給付対象となる居宅サービス、施設サービスの利用意向などを勘案して各サービスの種類ごとの見込み量などを検討し目標を定め、介護保険事業費用の見込み又は見通しを明らかにするものです。

### 2. 計画の期間

本計画の期間は令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

### 3. 計画の基本理念と目標

団塊の世代が75歳以上となる令和7年度（2025年度）及び総人口・現役世代が減少する令和22年度（2040年度）までの中長期的な状況を見据え、要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が求められています。

社会保障を維持していくためには、福祉・障がい・介護保険サービスなど、公的な支援だけでなく、高齢者自身の力や住民相互の力が必要になっています。

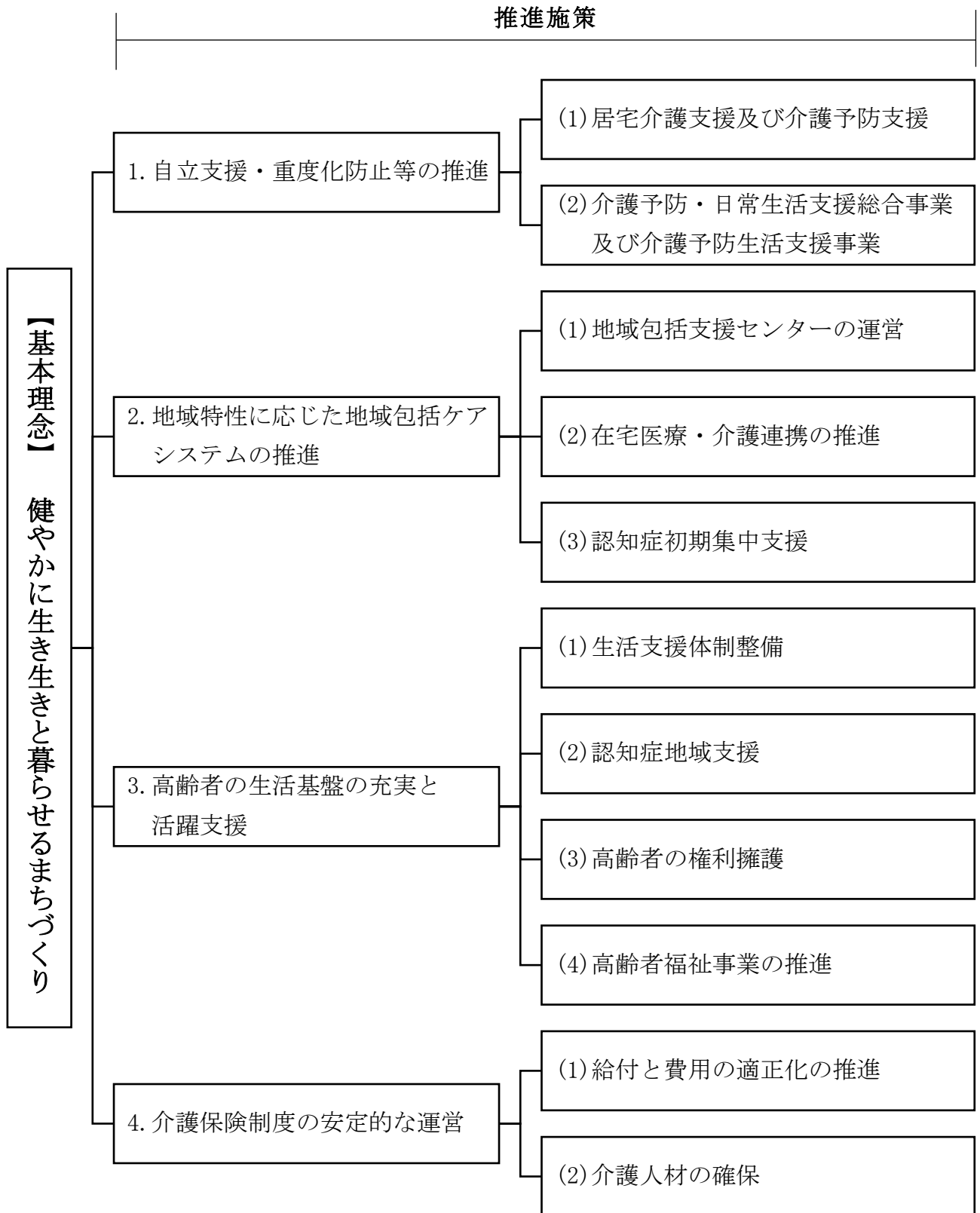
地域社会を支える構成員として、豊富な知識と経験を持った高齢者が、可能な限り住み慣れた地域でその人らしい暮らしを続けることができるよう、地域の自主性や主体性に基づいた支え合いの取り組み、自立支援や重症化防止の取り組み、多職種による連携等を推進していきます。

また、介護者の生活基盤を守り、心身が健康な状態で、介護を行うことや介護をしながら地域社会に参画するなど、介護者への支援も大切です。

今後は、認知症高齢者の増加も見込まれることから、認知症施策においては、「認知症施策推進大綱」（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）などを踏まえ、「介護予防・健康づくり」、「社会参加」、「生活支援」を一体的に推進するとともに、地域における認知症の理解を深め、地域共生社会の実現に向け、地域住民の主体的な活動や支援による、地域で支える体制づくりを進める必要があります。

この計画は、第6期下川町総合計画における「誰ひとり取り残されず、しなやかに強く、幸せに暮らせる持続可能なまち」を実現するため、すべての町民が健康で安全安心に様々なサービスを受けながら幸せに生き生きと暮らせることができるよう、その実現のため次の施策を実施します。

## 第2章 計画の推進施策



※各施策における表について、平成31年度については便宜上「令和元年度」と表記しています。また、令和2年度については見込の数値となっております。

## 1. 自立支援・重度化防止等の推進

### (1) 居宅介護支援及び介護予防支援

- ア 居宅介護支援
- イ 介護予防支援

### (2) 介護予防・日常生活支援総合事業及び介護予防生活支援事業

- ア 介護予防・生活支援サービス事業及び介護予防生活支援事業
  - (ア) 介護予防ケアマネジメント
  - (イ) 訪問型サービス及び軽度生活支援事業
  - (ウ) 通所型サービス及び生きがい活動支援通所事業
  - (エ) 通所型サービスA及びミニデイひまわり
  - (オ) 総合事業訪問サービス及び訪問サービス事業
  - (カ) 総合事業配食サービス及び配食サービス事業
  - (キ) 総合事業給食サービス及び給食サービス事業
  - (ク) 施設入浴サービス事業
  - (ケ) 生活管理指導短期宿泊事業（ショートステイ）
- イ 一般介護予防事業
  - (ア) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
  - (イ) 介護予防把握事業
  - (ウ) 介護予防普及啓発事業
  - (エ) 地域介護予防活動支援事業
  - (オ) 地域リハビリテーション活動支援事業
- ウ その他のサービス
  - (ア) 介護予防福祉用具購入
  - (イ) 介護予防福祉用具貸与
  - (ウ) 家族介護慰労手当
  - (エ) 介護用品給付

### (1) 居宅介護支援及び介護予防支援

#### ア 居宅介護支援

要介護者に対するケアプランの作成及び給付管理を行います。

(単位：人)

区分	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実績(見込)・ 計画	70	69	67	66	66	64

イ 介護予防支援

要支援者に対するケアプランの作成及び給付管理を行います。

(単位：人)

区分	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実績(見込)・ 計画	23	22	15	20	20	20

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業及び介護予防生活支援事業

ア 介護予防・生活支援サービス事業及び介護予防生活支援事業

(ア) 介護予防ケアマネジメント

要支援者及び総合事業対象者に対して適切な介護予防ケアマネジメントと、多職種連携によるアセスメントの向上を図ります。

(単位：人)

区分	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実績(見込)・ 計画	51	53	72	70	70	70

(イ) 訪問型サービス及び軽度生活支援事業

要支援者等に対し、居宅での介護予防を目的として、訪問介護員が身体介護や生活援助を行います。

a 訪問型サービス：要支援者・総合事業対象者

(単位：人)

区分	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実績(見込)・ 計画	1,430	1,548	1,568	1,500	1,500	1,500

b 軽度生活支援事業：a 以外の対象者

(単位：人)

区分	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実績(見込)・ 計画	51	28	7	50	50	50

(ウ) 通所型サービス及び生きがい活動支援通所事業

要支援者等に対し、介護予防を目的として、通所施設（デイサービス）において、入浴・食事等の日常生活上の支援及び機能訓練を行います。

a 通所型サービス：要支援者・総合事業対象者

(単位：人)

区分	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実績(見込)・ 計画	1,227	1,242	1,240	1,400	1,400	1,400

b 生きがい活動支援通所事業：a 以外の対象者 (単位：人)

区分	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実績(見込)・ 計画	0	0	0	1	1	1

(エ) 通所型サービスA及びミニデイひまわり

要支援者等の通いの場として、通所施設(デイサービス)において、レクレーション等の短時間ミニデイサービスを行います。

a 通所型サービスA：要支援者・総合事業対象者 (単位：人)

区分	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実績(見込)・ 計画	-	-	1,255	1,680	1,680	1,680

b ミニデイひまわり：a 以外の対象者 (単位：人)

区分	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実績(見込)・ 計画	-	-	-	384	384	384

(オ) 総合事業訪問サービス及び訪問サービス事業

ひとり暮らし高齢者等に対し閉じこもり予防のため、定期的に居宅を訪問して安否の確認、相談支援等を行います。

a 総合事業訪問サービス：要支援者・総合事業対象者 (単位：回)

区分	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実績(見込)・ 計画	206	80	39	36	36	36

b 訪問サービス事業：上記以外の対象者 (単位：回)

区分	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実績(見込)・ 計画	0	69	42	100	100	100

(カ) 総合事業配食サービス及び配食サービス事業

調理が困難な居宅の高齢者に対して、バランスのとれた食事を提供できるよう、配食サービスを行います。

a 総合事業配食サービス：要支援者・総合事業対象者 (単位：食)

区分	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実績(見込)・ 計画	553	206	553	630	630	630

b 配食サービス事業：a 以外の対象者 (単位：食)

区分	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実績(見込)・ 計画	568	683	761	700	700	700

(キ) 総合事業給食サービス及び給食サービス事業

調理が困難な居宅の高齢者に対して、バランスのとれた食事を提供できるよう、下川町共生型住まいの場「ぬく森」での給食サービスを行います。

a 総合事業給食サービス：要支援者・総合事業対象者 (単位：食)

区分	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実績(見込)・ 計画	0	0	0	24	24	24

b 給食サービス事業：a 以外の対象者 (単位：食)

区分	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実績(見込)・ 計画	0	0	0	12	12	12

(ク) 施設入浴サービス事業

居宅で入浴できず、心身の状況から通所介護の利用も困難な要介護者等を対象として、デイサービスセンターでの入浴とその介助並びに送迎を行います。

(単位：人)

区分	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実績(見込)・ 計画	0	0	0	1	1	1



(ケ) 生活管理指導短期宿泊事業（ショートステイ）

介護認定を受けていない高齢者で、諸事情により宿泊を要する場合に、短期間の宿泊サービスを提供します。

(単位：人)

区分	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実績(見込)・ 計画	0	1	2	2	2	2

イ 一般介護予防事業

(ア) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

『健康寿命延伸』に向けた取組みとして、生活習慣病予防重症化防止とフレイル予防の視点で、保健事業と介護予防事業の一体的実施を推進していきます。

(イ) 介護予防把握事業

地域ケア会議、民生委員児童委員、個別相談支援、介護支援専門員、サービス事業者及び保健・障害・福祉担当者との個別連絡等により、高齢者の状況や支援の必要な方の把握と対応をします。

(ウ) 介護予防普及啓発事業

町民が介護予防に関する理解を深めた活動ができるよう、講演等を通じて普及啓発を行います。

(エ) 地域介護予防活動支援事業

住民主体の介護予防の場等の活動を効果的かつ効率的に支援します。

a いきいきサロン事業

閉じこもりを防ぎ、日常生活の中に楽しみとなる活動の場により、介護予防ができるよう支援します。令和 2 年度からは開催場所が 6 か所から 2 か所に変更になっています。

(単位：人)

区分	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実績(見込)・ 計画	84	69	22	20	20	20

(オ) 地域リハビリテーション活動支援事業

各事業へのリハビリテーション職の関与を促進し、地域の介護予防の取り組みを強化します。

ウ その他のサービス

(ア) 介護予防福祉用具購入

介護認定を受けていない高齢者を対象に「浴槽用手すり」「浴槽内台」「シャワーイス」「移乗用台」の入浴道具購入にかかる費用を補助し、自立した日常生活が送れるよう支援します。

(単位：件)

区分	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実績(見込)・ 計画	1	0	2	3	3	3

(イ) 介護予防福祉用具貸与

介護認定を受けていない高齢者を対象に「歩行器」「歩行補助杖」を貸与し、介護予防を促して自立した日常生活が送れるよう支援します。

(単位：件)

区分	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実績(見込)・ 計画	5	4	5	5	5	5

(ウ) 家族介護慰労手当

要介護者(要介護 3 以上)を介護している家族に、介護慰労金を支給することにより、介護者家族の負担軽減を図り、在宅生活の継続を支援します。

(単位：人)

区分	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実績(見込)・ 計画	28	28	17	15	15	15

(エ) 介護用品給付

非課税の要介護者世帯(要介護 1 以上)に介護用品を支給し、経済的負担の軽減を図ることにより、在宅生活の継続を支援します。

(単位：人)

区分	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実績(見込)・ 計画	49	32	26	25	25	25

## 2. 地域特性に応じた地域包括ケアシステムの推進

### (1) 地域包括支援センターの運営

- ア 地域包括支援センターの体制確保
- イ 地域ケア会議等による地域課題の検討
- ウ 総合相談支援

### (2) 在宅医療・介護連携の推進

- ア 切れ目のない在宅医療と在宅介護の連携体制の推進

### (3) 認知症初期集中支援

- ア 認知症初期集中支援チーム

### (1) 地域包括支援センターの運営

- ア 地域包括支援センターの体制確保  
包括的支援事業を適切に実施するため、設置基準を満たした人員体制の確保と運営方針を踏まえた効果的・効率的な運営を図ります。

- イ 地域ケア会議等による地域課題の検討  
地域ケア会議、サービス担当者会議、安心支えあいネットワーク会議等の個別ケースの検討により共有された地域課題を、地域づくりや政策形成に結び付けていくことで地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の推進を図ります。

- ウ 総合相談支援  
地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者のネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行います。

### (2) 在宅医療・介護連携の推進

- ア 切れ目のない在宅医療と在宅介護の連携体制の推進  
医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進します。

### (3) 認知症初期集中支援

- ア 認知症初期集中支援チーム  
認知症の人やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チームを設置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を継続します。

### 3. 高齢者の生活基盤の充実と活躍支援

#### (1) 生活支援体制整備

- ア 生活支援コーディネーターの配置と支援
- イ 住民主体の支えあい活動の推進

#### (2) 認知症地域支援

- ア 認知症の理解促進に関する普及啓発
- イ 認知症サポーター活動支援やチームオレンジ等の体制整備の運営支援

#### (3) 高齢者の権利擁護

- ア 権利擁護体制の推進と個別対応
- イ 安心支えあいネットワーク

#### (4) 高齢者福祉事業の推進

- ア その他の介護予防生活支援事業
  - (ア) 外出支援サービス
  - (イ) 除雪サービス
  - (ウ) 家族同乗移送サービス
- イ 高齢者福祉事業
  - (ア) 高齢者にやさしい住まいづくり事業
  - (イ) 入湯料・入湯交通費助成
  - (ウ) 緊急通報装置の設置

#### (1) 生活支援体制整備

- ア 生活支援コーディネーターの配置と支援  
生活支援コーディネーターを配置し、次に掲げる業務を実施し、地域における一体的な生活支援・介護予防サービスの提供体制整備を推進します。
  - a 地域や高齢者のニーズ把握及び地域資源の把握並びに課題抽出
  - b 支援の担い手の育成及び活動の場の確保とコーディネート
  - c 地域に不足するサービスの創出に向けた働きかけ
  - d 関係者間で情報を供するためのネットワークづくり
  - e ニーズと支援とのマッチング

#### イ 住民主体の支えあい活動の促進

高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を継続することを目的に、地域における支え合いを推進します。

##### (ア) 介護予防アクションポイント事業

住民が自主的な介護予防ボランティアに参加できるよう、活動の場の提供や活動の支援、自主的な介護予防ボランティア活動に対してポイントを付与します。

なお、本事業は地域介護予防活動支援事業（「1. 自立支援・重度化防止等の推進」-「(2) 介護予防・日常生活支援総合事業及び介護予防生活支援事

業」-「イ 一般介護予防事業」)の位置づけですが、支えあい推進を目的とすることから本項に記載します。

(単位：回)

区分	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実績(見込)・ 計画	716	664	600	600	600	600

## (2) 認知症地域支援

### ア 認知症の理解促進に関する普及啓発

認知症の人に対して効果的な支援が行われる体制を構築することを目的に、認知症に関する地域への普及啓発や、認知症高齢者と家族等への相談支援、状況に応じて関係者と連携していきます。

### イ 認知症サポーター活動支援やチームオレンジ等の体制整備と運営支援

認知症地域支援推進員を配置し、認知症サポーター養成を行うキャラバン・メイトの活動支援や、チームオレンジの体制構築を進め、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みを整備します。

## (3) 高齢者の権利擁護

### ア 権利擁護体制の推進と個別対応

消費者被害防止、高齢者虐待防止等に関する個別対応や成年後見制度などの権利擁護制度の活用により、高齢者が地域において尊厳ある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう支援します。

### イ 安心支えあいネットワーク

高齢者等が安全で安心な生活が続けられるよう、警察、消防、福祉、介護等の関係機関や公区、民生委員、商店、金融機関などの地域による高齢者等を見守る関係者が連携するネットワークで、地域包括支援センターに情報を集約し、必要に応じて安心支えあいネットワーク会議や個別の対応を行います。

## (4) 高齢者福祉事業の推進

### ア その他の介護予防生活支援事業

#### (ア) 外出支援サービス

一般の交通機関を利用することが困難で、かつ、家族等による送迎が困難な高齢者等に対し、移送用車両により医療機関等に送迎を行います。

(単位：回)

区分	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実績(見込)・ 計画	1,260	1,317	937	1,360	1,360	1,360

(イ) 除雪サービス

ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯等で、自力での除雪が困難で家族等の援助が受けられない方に対し、生活道路、窓及び軒先の除雪を行います。

(単位：人)

区分	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実績(見込)・ 計画	171	159	144	160	160	160

(ウ) 家族同乗移送サービス

高齢者や障がい者が名寄市内の医療機関を受診する際に家族の同席が必要な場合、介護する家族の移動負担の軽減を図り、在宅生活を継続する支援する目的で、1台の車に同乗して受診することを支援します。

(単位：人)

区分	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実績(見込)・ 計画	26	20	14	20	20	20

イ 高齢者福祉事業

(ア) 高齢者にやさしい住まいづくり事業

高齢者が住み慣れた住宅で安心して暮らせるよう、住宅の手すり取り付けや、段差解消などに要する経費の一部を助成します。

(単位：件)

区分	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実績(見込)・ 計画	9	7	3	8	8	8

(イ) 入湯料・入湯交通費助成

健康の保持と療養を目的に70歳以上の高齢者に対し、五味温泉の入館料と交通費を助成します。

a 入湯料助成 (単位：上段：回 下段：人)

区分	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実績(見込)・ 計画	11,180 303	11,065 296	9,148 227	12,000 300	12,000 300	12,000 300

b 入湯交通費助成

(単位：上段：回 下段：人)

区分	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実績(見込)・ 計画	10 1	0 0	0 0	10 1	10 1	10 1

(ウ) 緊急通報装置の設置

居宅のひとり暮らしをしている高齢者及び重度身体障がい者の安心した生活及び人命の安全を確保することを目的に、緊急通報装置（緊急通報用電話機、熱・ガスセンサー装置、人感センサー装置）を設置し、急病・災害等の発生の緊急時における迅速かつ適切な救急救助体制を整備します。

(単位：件)

区分	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実績(見込)・ 計画	69	65	67	70	70	70

#### 4. 介護保険制度の安定的な運営

##### (1) 給付と費用の適正化の推進

###### ア 介護サービスの量等の見込み

(ア) 日常生活圏域の設定

(イ) 第1号被保険者数、要支援・要介護認定者数の推計

(ウ) 介護保険サービス量の見込み

(エ) 必要入所（利用）定員数

(オ) 地域支援事業の見込み

###### イ 第1号被保険者保険料の設定

###### ウ 介護給付適正化の推進

##### (2) 介護人材の確保

介護人材の定着に向けた取り組み

##### (1) 給付と費用の適正化の推進

###### ア 介護サービスの量等の見込み

(ア) 日常生活圏域の設定

一人ひとりが住み慣れた地域でいきいきとした生活が継続できるよう、下川町全域を日常生活圏域として設定します。

(イ) 第1号被保険者数、要支援・要介護認定者数の推計

介護サービス見込量や保険料等の算定のために、厚生労働省の「地域包括ケア『見える化』システム」により推計した数値となっています。

第1号被保険者数は減少傾向ですが、要支援・要介護認定者数は横ばい状態と推計されます。

(単位：人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第1号被保険者数	1,312	1,304	1,276	1,276	1,254	1,230
65～74歳	549	552	546	519	497	475
構成比	41.8%	42.3%	42.8%	40.7%	39.6%	38.6%
75歳以上	763	752	730	757	757	755
構成比	58.2%	57.7%	57.2%	59.3%	60.4%	61.4%

(単位：人)

	実績（第7期）			推計（第8期）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要支援1	17	17	16	14	14	14
要支援2	13	20	21	21	21	21
要介護1	34	30	33	35	35	35
要介護2	26	28	32	29	29	29
要介護3	33	48	37	37	37	37
要介護4	39	36	34	38	38	38
要介護5	38	32	31	30	30	30
合計	200	211	204	204	204	204



(ウ) 介護保険サービス量の見込み

a 主なサービスの概要

(a) 訪問介護

居宅において、介護福祉士等により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行います。

(b) 訪問看護（予防）

主治医がその治療の必要性を認めた者に対し、居宅において、看護師等により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行います。

(c) 訪問リハビリテーション（予防）

主治医がその治療の必要性を認めた者に対し、居宅において、その心身の機能の回復を図り、日常生活上の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。

(d) 居宅療養管理指導（予防）

居宅で療養していて通院が困難な者に対し、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが訪問し、療養上の管理や指導、助言を行います。

(e) 通所介護

デイサービスセンターに通い、施設において行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他日常の世話及び機能訓練を行います。

(f) 短期入所生活介護（予防）

特別養護老人ホーム等に短期間入所し、施設において行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

(g) 短期入所療養介護（予防）

介護老人保健施設等に短期間入所し、施設において行われる看護、医療的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行います。

(h) 特定施設入居者生活介護（予防）

特定基準を満たした有料老人ホーム等に入居している者について、計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行います。

(i) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、居宅において、介護福祉士等により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、看護師等により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行います。

(j) 認知症対応型共同生活介護（予防）

認知症と認定された者について、少人数で共同生活を営む住居（グループホーム）において行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

(k) 福祉用具貸与（予防）

居宅において、日常生活を支えるために必要な福祉用具の貸与を行います。

(l) 福祉用具の購入（予防）

居宅において、日常生活を支えるために必要な福祉用具「腰掛便座」、「特殊尿器」、「入浴補助用具等」を購入することができます。

(m) 住宅改修（予防）

居宅において、日常生活がより安全・快適に過ごせるよう、住宅の手すりの取り付けや、段差解消など小規模な住宅改修ができます。

(n) 居宅介護支援・介護予防支援

居宅において、日常生活の継続を図るために必要なサービスを提供するため、ケアプランの作成、評価及び介護サービス利用の調整を行います。

(o) 介護老人福祉施設

入所者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。

(p) 介護老人保健施設

入所者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医療的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行います。

(q) 介護医療院

主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行います。

b サービスの種類ごとの見込み

介護サービスの給付状況を把握し、認定者数・サービス利用者数の伸びなどを勘案しながら「地域包括ケア『見える化』システム」により、介護予防・介護給付の見込量を推計しています。

1. 介護予防サービス見込量（実績）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	
(1) 介護予防サービス					
介護予防訪問介護	給付費（円）	44,622	0	0	
	人数（人）	1	0	0	
介護予防訪問看護	給付費（円）	318,429	315,918	603,000	
	人数（人）	1	2	4	
介護予防訪問リハビリテーション	給付費（円）	303,804	291,123	342,000	
	回数（回）	9	8	9	
	人数（人）	1	1	1	
介護予防居宅療養管理指導	給付費（円）	0	41,513	23,000	
	人数（人）	0	1	1	
介護予防短期入所生活介護	給付費（円）	0	163,143	329,000	
	日数（日）	0	3	5	
	人数（人）	0	1	1	
介護予防福祉用具貸与	給付費（円）	412,380	461,358	534,000	
	人数（人）	9	11	11	
特定介護予防福祉用具購入	給付費（円）	119,597	76,473	91,000	
	人数（人）	4	3	2	
介護予防住宅改修	給付費（円）	0	396,198	16,000	
	人数（人）	0	3	2	
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費（円）	85,743	1,411,033	1,107,000	
	人数（人）	1	2	1	
(2) 介護予防支援	給付費（円）	658,700	795,300	701,000	
	人数（人）	12	15	13	
合 計		給付費（円）	1,943,275	3,952,059	3,746,000

（給付費は年間累計額、回（日）数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数）

1. 介護予防サービス見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 介護予防サービス				
介護予防訪問看護	給付費（千円）	607	607	607
	人数（人）	4	4	4
介護予防訪問リハビリテーション	給付費（千円）	344	344	344
	回数（回）	9	9	9
	人数（人）	1	1	1
介護予防居宅療養管理指導	給付費（千円）	73	73	73
	人数（人）	1	1	1
介護予防短期入所生活介護	給付費（千円）	199	199	199
	日数（日）	3	3	3
	人数（人）	1	1	1
介護予防福祉用具貸与	給付費（千円）	534	534	534
	人数（人）	11	11	11
特定介護予防福祉用具購入	給付費（千円）	111	111	111
	人数（人）	3	3	3
介護予防住宅改修	給付費（千円）	89	89	89
	人数（人）	1	1	1
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費（千円）	1,114	1,114	1,114
	人数（人）	1	1	1
(2) 介護予防支援	給付費（千円）	705	705	705
	人数（人）	13	13	13
合 計		給付費（千円）	3,776	3,776

（給付費は年間累計額、回（日）数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数）

2. 介護サービス見込量（実績）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	
(1) 居宅サービス					
訪問介護（訪問入浴介護含む）	給付費（円）	61,144,270	59,707,855	49,607,000	
	回数（回）	1,560	1,488	1,193	
	人数（人）	39	34	32	
訪問看護	給付費（円）	2,750,076	2,839,016	2,830,000	
	回数（回）	52	56	56	
	人数（人）	9	12	16	
訪問リハビリテーション	給付費（円）	1,532,250	1,485,027	1,535,000	
	回数（回）	42	41	43	
	人数（人）	6	6	5.0	
居宅療養管理指導	給付費（円）	675,639	1,035,351	1,003,000	
	人数（人）	9	13	12	
通所介護	給付費（円）	14,290,839	15,788,862	14,375,000	
	回数（回）	186	190	185	
	人数（人）	30	28	26	
通所リハビリテーション	給付費（円）	21,771	0	12,000	
	回数（回）	5	0	1	
	人数（人）	1	0	1	
短期入所者生活介護	給付費（円）	6,032,862	12,183,280	21,103,000	
	日数（日）	75	141	181	
	人数（人）	7	9	12	
福祉用具貸与	給付費（円）	6,837,660	4,990,374	4,478,000	
	人数（人）	46	43	37	
特定福祉用具購入	給付費（円）	253,463	320,249	121,000	
	人数（人）	9	9	5	
住宅改修	給付費（円）	392,602	96,300	572,000	
	人数（人）	6	2	7	
特定施設入居者生活介護	給付費（円）	11,221,129	9,941,343	8,679,000	
	人数（人）	6	4	4	
(2) 地域密着型サービス					
認知症対応型共同生活介護	給付費（円）	48,584,421	49,201,434	54,517,000	
	人数（人）	18	18	18	
定期巡回・臨時対応型訪問介護看護	給付費（円）	372,699	3,097,208	3,690,000	
	人数（人）	1	2	1	
(3) 施設サービス					
介護老人福祉施設	給付費（円）	167,111,113	169,478,525	179,244,000	
	人数（人）	65	65	62	
介護老人保健施設	給付費（円）	22,239,905	24,018,646	25,706,000	
	人数（人）	7	7	7	
介護医療院	給付費（円）	0	279,864	0	
	人数（人）	0	1	0	
(4) 居宅介護支援	給付費（円）	11,287,611	11,334,677	11,250,000	
	人数（人）	70	69	70	
合 計		給付費（円）	354,748,310	365,798,011	378,722,000

（給付費は年間累計額、回（日）数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数）

3. 総給付費

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総給付費	356,691,585	369,750,070	382,468,000

4. その他給付費

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
特定入所者介護サービス費	26,437,360	26,231,651	24,940,000
高額介護サービス費等給付額	10,667,026	11,546,743	10,326,000
高額介護合算介護サービス費等給付額	1,756,381	1,163,381	1,588,000
審査支払手数料	236,414	246,542	231,000
合 計	39,097,181	39,188,317	37,085,000

2. 介護サービス見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
(1) 居宅サービス					
訪問介護（訪問入浴介護含む）	給付費（千円）	54,818	54,848	54,848	
	回数（回）	1,312	1,312	1,312	
	人数（人）	35	35	35	
訪問看護	給付費（千円）	2,703	2,705	2,705	
	回数（回）	53	53	53	
	人数（人）	15	15	15	
訪問リハビリテーション	給付費（千円）	1,544	1,545	1,545	
	回数（回）	42	42	42	
	人数（人）	5	5	5	
居宅療養管理指導	給付費（千円）	934	935	935	
	人数（人）	12	12	12	
通所介護	給付費（千円）	14,794	14,802	13,726	
	回数（回）	188	188	174	
	人数（人）	27	27	25	
通所リハビリテーション	給付費（千円）	0	0	0	
	回数（回）	0	0	0	
	人数（人）	0	0	0	
短期入所者生活介護	給付費（千円）	33,545	33,563	33,563	
	日数（日）	358	358	358	
	人数（人）	15	15	15	
福祉用具貸与	給付費（千円）	4,639	4,639	4,486	
	人数（人）	38	38	37	
特定福祉用具購入	給付費（千円）	114	114	114	
	人数（人）	6	6	6	
住宅改修	給付費（千円）	407	407	407	
	人数（人）	5	5	5	
特定施設入居者生活介護	給付費（千円）	8,545	8,550	8,550	
	人数（人）	4	4	4	
(2) 地域密着型サービス					
認知症対応型共同生活介護	給付費（千円）	54,851	54,882	54,882	
	人数（人）	18	18	18	
定期巡回・臨時対応型訪問介護看護	給付費（千円）	0	0	0	
	人数（人）	0	0	0	
(3) 施設サービス					
介護老人福祉施設	給付費（千円）	191,901	192,007	192,007	
	人数（人）	67	67	67	
介護老人保健施設	給付費（千円）	25,336	25,350	25,350	
	人数（人）	7	7	7	
介護医療院	給付費（千円）	0	0	0	
	人数（人）	0	0	0	
(4) 居宅介護支援	給付費（千円）	10,635	10,640	10,307	
	人数（人）	66	66	64	
合 計		給付費（千円）	404,766	404,987	403,425

（給付費は年間累計額、回（日）数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数）

3. 総給付費

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総給付費	408,542	408,763	407,201

4. その他給付費

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定入所者介護サービス費	22,273	19,977	19,894
高額介護サービス費等給付額	10,769	10,742	10,638
高額介護合算介護サービス費等給付額	1,695	1,695	1,678
審査支払手数料	225	225	222
合 計	34,962	32,639	32,432

(エ) 必要入所（利用）定員数

日常生活圏域として必要な認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設の必要入所（利用）定員数を設定します。

(単位：人)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症対応型共同生活介護	18	18	18

(単位：人)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護老人福祉施設	56	56	56

(オ) 地域支援事業費の見込み

被保険者が要介護状態・要支援状態となることを予防するために自助互助の推進を図り、要介護状態等となった場合も、可能な限り地域で自立した生活を営むことができるよう支援することで、将来的に介護保険給付の抑制につなげていきます。

(単位：千円)

	実績			推計（第8期）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域支援事業費	23,010	28,825	27,976	27,927	27,842	27,732

イ 第1号被保険者保険料の設定

介護保険事業を運営するために必要となる費用は、介護給付費、予防給付費、特定入所者介護サービス費等給付費、高額介護サービス費等給付費、地域支援事業に要する費用から構成されます。

一方、事業費の財源は、第1号被保険者保険料及び第2号被保険者保険料、国・道・町の負担金、国の調整交付金で賄われ、第1号被保険者保険料の負担割合は23%となります。

令和3年度から令和5年度までの第1号被保険者保険料については、第1号被保険者数、要支援・要介護認定者、介護サービス利用量等を推計し、保険料基準額を次のように見込みます。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
標準給付費見込額 (A)	443,503,098	441,401,688	439,633,571	1,324,538,357
地域支援事業費 (B)	27,926,596	27,841,596	27,731,596	83,499,788
第1号被保険者負担割合	23%			
第1号被保険者負担分相当額 (C) = (A+B) × 23%	108,428,830	107,925,955	107,493,988	323,848,773
調整交付金見込額 (D)	24,389,565	23,731,636	21,601,042	69,722,243
準備基金取崩額 (E)				3,800,000
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額 (F)				2,400,000
保険料収納必要額 (G) = C-D-E-F				247,926,530
予定保険料収納率 (H)	99.70%			
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (I)	1,170	1,145	1,139	3,454
保険料の基準額<年額> (J) = G ÷ H ÷ I				71,996
保険料の基準額<月額> (K) = J ÷ 12ヵ月				6,000



ウ 介護給付適正化の推進

介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、適切なサービスの確保と費用の効率化を推進するため、適正化事業を実施します。

【令和5年度までの標準目標】

区分	年度目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ケアプランの点検	100%	100%	100%
縦覧点検・医療情報との突合	100%	100%	100%
要介護認定の適正化（認定状況チェック）	100%	100%	100%
住宅改修の点検・福祉用具購入、貸与調査	100%	100%	100%
介護給付費通知	60%	60%	60%

(a) ケアプランの点検

継続的に点検を行い、ケアプランの質の向上を図るとともに、不適正な報酬算定等の発見につなげていきます。

(b) 縦覧点検・医療情報との突合

提供されたサービスの整合性を点検し、請求内容等の誤りや医療との重複請求等を早期発見し適切な処置を行います。

(c) 要介護認定の適正化（認定調査状況チェック）

指定居宅介護支援事業所等に委託している区分変更申請及び更新申請に係る認定調査結果について、点検等を実施し適正かつ公平な要介護認定の確保を図ります。

(d) 住宅改修等の点検

住宅改修を行う場合、工事施工前の実態確認又は工事見積書の点検を実施するとともに、必要に応じリハビリテーション専門職が点検を実施し、施工状況を点検します。

福祉用具購入・貸与の利用者等の訪問調査を行い、利用状況等を確認するとともに、必要に応じリハビリテーション専門職が点検を行います。

(e) 介護給付費通知

介護報酬の請求及び費用の給付状況等について、受給者本人（家族を含む）に通知し、介護サービスにかかる費用負担の意識の向上、適正なサービス利用と事業所のサービス提供を普及啓発し、適正な請求に努めます。

## (2) 介護人材の確保

福祉に携わる意欲のある町民等に対し、資格取得等に係る費用の一部を助成することで、介護等に福祉に携わる人材の確保及び定着の促進と資質の向上を図ります。